川崎市整序誘導区域運用調整会議幹事会運営要領

(目的及び設置)

第1条 本要領は、「川崎市整序誘導区域運用調整会議設置要綱」第6条の規定に基づき設置される川崎市整序誘導区域運用調整会議幹事会(以下「幹事会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(所掌事項)

- 第2条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 整序誘導区域の区域設定、手法の妥当性、緑地・農地評価等の基本的な方針に関すること
 - (2) 整序誘導区域における地区計画の運用基準IV—(4) の規定に基づく事前相談の 課題整理に関すること
 - (3) 同事前相談に対する市の助言に関すること
 - (4) その他整序誘導区域に関して必要な事項

(組織)

- 第3条 幹事会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 幹事会の会長は、まちづくり局計画部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者その他会長が必要と認める者をもって充てる。

(会長)

- 第4条 会長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議長となる。
- 2 会長に事故があるときは、委員のうち、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を 代理する。

(作業部会)

- 第5条 幹事会の所掌事務を円滑に遂行するため、必要に応じて作業部会を設置すること ができる。
- 2 作業部会の構成は、会長が定める。
- 3 作業部会は、会長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、まちづくり局計画部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(別表)【幹事会の構成(第3条関係)】

総合企画局都市経営部企画調整課長 経済労働局農業振興センター農地課長 建設緑政局計画部企画課計画調整担当課長 建設緑政局緑政部みどりの企画管理課長 建設緑政局緑政部みどりの協働推進課長 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

まちづくり局総務部企画課長

まちづくり局計画部長

まちづくり局計画部都市計画課長

まちづくり局計画部都市計画課都市基盤担当課長

まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課長

まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課長

まちづくり局指導部建築管理課建築企画担当課長

まちづくり局指導部建築指導課長

まちづくり局指導部建築審査課長

まちづくり局指導部宅地企画指導課長

まちづくり局指導部宅地審査課長

高津区役所まちづくり推進部企画課長

宮前区役所まちづくり推進部企画課長

麻生区役所まちづくり推進部企画課長